

裁判員経験者意見交換会議事録（平成28年2月16日開催分）

司会者： それでは、これから意見交換会を始めさせていただきます。

皆様方、本日はお忙しい中ありがとうございます。私は大阪地裁の第8刑事部の裁判官の柴山と申します。本日は司会を担当させていただきます。

私は昨年4月にこちらに勤務となりまして、それから裁判員裁判等を担当させていただいております。裁判員制度は平成21年の5月に始まりまして、もう7年弱ですかね、経ちますけれども、まだまだいろいろと課題も多いかと思しますので、本日は皆様方、ぜひとも忌憚のない御意見をお聞かせいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、本日、私以外に法律専門家として裁判所それから検察庁、弁護士会から各1人ずつ来ていただいておりますので、自己紹介をお願いします。

中山裁判官： 第9刑事部の裁判官の中山です。

私も、柴山裁判官と同じように昨年4月に大阪地裁に着任しました。前任庁では3年間裁判員裁判をやっておりますので、大体今4年ぐらい裁判員裁判を経験しているということになります。本日は貴重な御意見を伺えるということで楽しみにしてまいりました。よろしくお願いいたします。

平井検察官： 私は、大阪地方検察庁の公判部という裁判を担当する部署におります、検察官の平井と申します。これまで担当した裁判員裁判はおおむね10件くらいで、実は先週も1件、裁判員裁判が終わったところで、来週からはまた別の裁判が始まるというところがございます。裁判員裁判が終わった後、検察官としてはうまく立証できたかなとか、こちらが作った書面が分かりやすかったかなとか、いつも反省したり後悔したりということが多いんですけれども、今日は貴重な御意見をいただいて検察庁に持ち帰って、更なる優れた主張立証をしていけるように心掛けたいと思っております。よろしくお願いいたします。

宇野弁護士： 弁護士の宇野と申します。私も平井検察官と同様、大体10件ぐらいの裁判員裁判の経験がありますが、やはり当事者の立場としては同じ

ように、弁護側として冒頭陳述でお話ししたことがうまく伝わったかなとか、あとは弁護側立証でこういう証拠を出してこういう立証をしたかったという、その意図がうまく伝わったであろうとか、そういうことを日々気にしながら弁護活動をやっております。今日は皆様の貴重な御意見をお伺いして、私あるいは弁護士会のほうでやはり同じように今後の弁護活動にいかせるようにブラッシュアップしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

司会者：それでは、法律専門家の方々につきましては意見交換会の中で適宜質問や説明がありましたらお願いしたいと思います。

では、あらかじめお知らせしておきますとおり、テーマとしては事実関係に特に争いがなくて、量刑、刑の重さですね、これが問題になった裁判員裁判の経験者の方に来ていただきまして、これについての検察官、弁護人の主張とか立証あるいは裁判所の説明、評議、こういったことについて皆様方の御意見をお聞きしたいと思います。

全体の進行予定ですけれども、まず最初に裁判員経験者の皆様のほうから、今回裁判に参加していただいたということで、その全般的な感想ですね。これは量刑とかに限りませんので、全般的な感想について自由に述べていただきまして、その後、今回のテーマである量刑等について皆様の御意見なり感想等をお聞きしたいと思います。

それでは、最初に、今回裁判員裁判に参加されたということで、感想等全般についてお聞きしたいと思います。まず私のほうで簡単に事件の概要を紹介させていただきますので、その後、感想をお願いいたします。

では1番の方からということですが、1番の方は、担当された事件が覚せい剤の輸入ということでしたかね。事件としては覚せい剤数百グラムを貨物に隠して輸入したといった、そんな事件です。では1番の方から、感想等をお願いいたします。

裁判員経験者 1：弁護士の言われることと検察官の言われることのその量刑に差があるんですけれども、それをどういうふうに埋めていったらいいかというこ

とを、裁判官の方がすごく分かりやすく私たちに説明してくださったので、私たちとしても納得しながら進められることができよかったですと思います。

司会者：裁判官の説明というのは後のほうであったんですか。

裁判員経験者 1：最初のほうは、裁判員たちが好き勝手なことを言ってるのをにこやかに聞いてくださって、その後だんだん、じゃあこういう考え方はどうでしょうかとかいうふうに、ちょっとずつ納得ができるような形で説明してくださいました。

司会者：ありがとうございます。

それでは2番の方ですけれども、2番の方が担当された事件は強制わいせつの事件で、これは深夜に路上を歩いている女性の後をつけて、後ろから襲いかかってわいせつ行為を行ったという強制わいせつが複数件あり、このうち1件で被害者の方がけがをされて強制わいせつ致傷になったという事件ですかね。では感想等をお願いいたします。

裁判員経験者 2：1番の感想といたしましょうか、この判決でよかったのかな、今回の件で妥当だったのかなということが非常に気になった。ただ、迷いはなく結論は出したつもりでした。

司会者：ありがとうございます。ではまた後ほどその辺りのことを詳しくお聞きさせていただきたいと思います。

それでは3番の方ですけれども、担当された事件は放火事件ですね。これはいろいろと経緯があって、被告人は勤務していた会社の対応に腹を立てて、この会社に不利益を被らせようとして、この会社の取引先の建物に火をつけたという放火の事件です。感想等をお願いいたします。

裁判員経験者 3：一番関心があったのが、その被告人がどうしてこういうことになったのかっていう原因と、それから社会全体を通してこういうことをもう繰り返してほしくない、繰り返さないためにどういうふうな判決を持っていったら、少しでも、今後、その人だけでなくそういう人たちが間違いというか、余り悪い方向に進まないかっていうのが一番関心がありました。

司会者：原因というのは、大体審理を聞いていてははっきり分かった感じですかね。

裁判員経験者 3：個人的には、一言で言うと孤独と思いました。この孤独を何とかしてあげないと罪ってというのはなかなかとどまらないのかなという感じでした。

司会者：それでは、4番の方ですけれども、4番の方の事件は殺人それから殺人予備などの事件ということで、具体的には、被害女性に好意を抱いてストーカー的な行為に及んだが、警察の警告を受けたことからこの被害女性を殺害しようと考えたと。これが一つあって、それとは別の女性に対してDV、ドメスティック・バイオレンスですかね。DV法違反で警察の取調べを受けたことからこの女性を殺害しようと考えたということで、二人の女性を殺害しようと考えて、包丁を準備して、好意を抱いた被害女性を殺害した上で、その後、もう一方の女性を殺害しようとして機会をうかがっていたところを捕まったという事件ということです。それでは感想等お願いします。

裁判員経験者 4：最初に裁判員裁判の候補者に選ばれましたっていうのはがきが来たときは、何事も経験だなと思っていて、この先こういう経験ができるかどうか分からなかったのも、経験してみたいなと思いながら裁判所に行って、いざ自分が裁判員裁判の裁判員に選ばれて、どんな事件を担当するかっていうのが分かったときには、ちょっと重いなと思ったのが正直なところでした。ただ、実際にいろいろとやっていって、弁護人側の求刑が本当にいいのかな、軽いんじゃないのかなと思ったり、いやもうこれが妥当なのかなと思ったりという葛藤がある中で、いろいろと話をして最終的に判断しました。最終的に落ち着いた判断には何の後悔もなく、自分自身は納得はしているんですけど、それまでの本当にこれでいいのかなという葛藤はちょっとしんどいというか、本当にいいのかな、いや、いいんだろうという繰り返しはちょっとしんどいなという気はしました。

司会者：ありがとうございます。

それでは最後になりましたが5番の方で、事件は強姦致傷ですね。これは深夜に歩いていた女性に声をかけて、その後、人けのないところに誘いこんで強姦をしようとしたという事件で、強姦自体は未遂に終わったんだけど、けがをさせてしまったというようなそういった事件です。では感想等お願いいたします。

裁判員経験者5：裁判員に選ばれる前というのが、新聞ですとかニュース報道といったところからしか接することがないんですが、常々その判決が甘いというふうに考えておりました。今回裁判員に選んでいただいて、初め、検察側の起訴状を読ませていただいた段階でこれはひどいなと、これは死刑だなと思いました。ところが翌日、被告人がやってきて、どんな人かなと思って見ているとめっちゃくちゃ反省してるんです。裁判の過程の中で検察側、弁護士側からいろいろな証拠等が提示されるんですが、それをもとに評議していく中で、その辺りの自分の中の変化というか、裁判というものを内側から見てみると全く違った様相というのもあるんだなということに気付かされました。それ以後テレビで裁判の様子なんか出ますと、実際の裁判を経験したときのことを思い出して、この後ろにどんな話が展開していたんだろうなというふうに想像するようになりました。

司会者：ありがとうございます。

それでは、今、皆様に感想を言っていただきましたけども、いよいよ量刑に関するところに入って、皆様の感想とか御意見をお聞きしたいと思いますが、まず最初は審理ということで、法廷で行われたやり取りですね。検察官、弁護人がそれぞれ自分の言いたいことを述べて、さらに証拠を出して、あるいは証人尋問等を行ってるわけなんですけども、それについて皆様がどういった感想なり御意見を持ったか、その辺りがよく理解できたのか、あるいは分かりにくかったのかというふうな、そういった点についてこれからお聞きしていきたいと思えます。

まず最初にお聞きしたいのは、裁判の一番最初の段階で検察官と弁護人が冒

頭陳述というのを行ったと思うんです。冒頭陳述とって、この事件はこんな事件ですよとか、あるいはこの事件では争点はここです、問題となるのはここですよとか、特にこういうところに注目してくださいねというふうなことを、検察官・弁護人がそれぞれの立場から述べるといった、そういった手続があったと思います。資料を見ますと、この冒頭陳述では今回の事件では問題となるのは量刑ですと、どういった刑を科するのかが問題になりますということを書いておられたということのようです。皆様にお聞きしたいのは、その時点でこの事件はどんな事件かとか、量刑ってどうやって決めるのかとか、あるいは量刑のポイント、何が重要かとか、それから量刑について検察官、弁護人がいろいろ述べているけれども、どこが違うんだろうかとか、どの辺りが争いになっているのか、その辺りのことは大体理解できましたか。最初の冒頭陳述を聞いた段階で、この事件はどんな事件かなとか、刑を決めるのはどうやって決めるのかなと、その辺りはどんな印象ですか。ちょっと抽象的で恐縮ですが。1番の方は先ほど、検察官と弁護人の言い分がずいぶん違ったというふうなことも言われたんですけども、最初の冒頭陳述でどんな印象を持たれたかお願いいたします。

裁判員経験者 1：検察官が言われてることは、普通に聞いていてすごく分かりやすく、論理的にも破綻してなかったから納得できたんですけども、弁護人の方の言ってることが、なぜそういうふうに言われたらこうなるのだろうかとか、すごく納得しにくくって、ほかに弁護のしようがないからこんな適当なことを言ってるんじゃないかみたいなふうに感じました。

司会者：最初の段階で、その冒頭陳述が終わった段階で、ああこれは刑の長さを決めなければならないのだなということが分かったわけですよ。刑の長さを決めるということについてのイメージは湧きましたか。

裁判員経験者 1：弁護人の言っている量よりも検察の方が言っている量のほうが長かったので、その間で決めていくんだなということは分かりました。ただ、それをどうやって決めていくかというのは全然分からなかったもので、これは裁

判官の方と話をしながらやっていくんだろうなと思いました。

司会者：刑をどうやって決めていくかということについては裁判官から、最初の段階で説明がありましたか。

裁判員経験者 1：それは後で説明するからって言われて、まず順を追って、一つずつ片付けていきましょうねって最初に言われたと思います。

司会者：では2番の方、最初の冒頭陳述が終わった段階で、大体事件がこんな事件かなとか、あるいは刑を決めることについて、どういったイメージがありましたか。

裁判員経験者 2：そうですね。被告人が認めていることで、いわゆる刑の重さが論点だというのは分かりました。進めていく中で、初期段階では、裁判員が自由に、あなただったらどのぐらいの量刑を求刑しますかというような感じで、予備知識のない段階で、皆さんの意見である程度の意見が出た段階で過去の量刑をいろいろ引っ張り出していただいて、大体の幅というのが絞られてきてるんだなと。その幅から見れば求刑の幅、弁護側の数字というのが大体こんなもんだなといただきますか、大体の幅の中で何年かというのを出していくんだなというの大体つかめてきました。

司会者：それは最後の論告弁論が終わったときの段階ですかね。最初の段階だとどんな感じでした。これは何年だなど、そんなこと考えられましたか。一番最初の、事実関係に争いがないと、冒頭陳述で量刑が問題となりますというふうに検察官、弁護人から言われた段階では、何かその辺りのイメージとか考えたことはございますか。

裁判員経験者 2：検察官の出してきた数字と同じか、それよりまだきついといただきますか、ざっくりとこれぐらいかなということはありませんか。

司会者：一番最初の段階、最初というのは評議とかじゃなくて、一番最初に冒頭陳述というのがあって、この事件はこんな事件ですよというような紹介がありましたよね、双方から。その時点で何か刑の長さを決めることについて何年ぐらいただなというイメージを持たれたことはありますか。

裁判員経験者 2：ざっくり、何年ぐらいだろうなというものはイメージしました。

司会者：では、3番の方なんですけど、一番最初に事件の説明というのが双方からありましたよね。冒頭陳述といって証拠調べに入る前にそういう説明があったと思うんですけれども、その時点で、この事件では刑の長さを決めるんだなということが大体分かりましたよね。じゃあ刑の長さってどうやって決めるのとか、検察官と弁護人の言い分でどこが違うのかというようなことは大体理解できましたか。

裁判員経験者 3：一番初めの冒頭陳述というのは初めて法廷に入ったので、割と形式的なものって私は捉えてて、大まかなあらましを公のところで報告してくれてるっていう、検察官のほうはこういうふうに主張してて弁護人の方はこういうふうな主張をしているということは見えるんですけど、そのときに量刑がどうなるとかは全く自分は考えてなかったです。

司会者：事件についての検察官と弁護人の見方なんですけども、こういうところが違ってるとんだなというのはよく分かりましたか、冒頭陳述を聞いて。

裁判員経験者 3：どういうところが違うっていうと、一般的ですけど、やっぱり弁護人の方はなるべく守る立場で、検察官の方は割とシビアな感じっていうイメージです。

司会者：では同じ話なんですけど4番の方。一番最初の冒頭陳述の段階で、双方から事件はこんな事件ですよという説明があって、証拠調べに入る前ですね、その時点ではこの事件はこんな事件だとか、あるいはここが結構問題かな、ポイントかなとかいうのは大体それは理解できましたか。それとも何かよく分からないなという感じでしたかね。

裁判員経験者 4：何となくは理解できたつもりでいました。資料の中でも、ポイントはここを見てほしいみたいなことが書いてあったと思うので、そこなんだろうなというのイメージもできましたし、終わった後で裁判官の方にいろいろ質問すると、こういうことなんだって答えてもいただけたので、そういうこ

とかという理解はできたつもりです。

司会者：刑の重さが争点ですよというようなことが、最初の冒頭陳述で出てきますよね。そのときに、何年ぐらいかなとか、そんな感じのイメージとかはしましたか。

裁判員経験者 4：いや、どっちにしても検察側も弁護側も言ってる刑そのものが軽いものではなかったの。

司会者：最後はそうなんですけど、一番最初の段階でどうでしたか。全く数字とか誰も言ってない段階で、刑を決めるんですよというふうに冒頭陳述で言われたときに、刑を決めるんだな、刑を決めるっていうのはどういうことかなとか、その辺りはどんなイメージを持たれましたか。

裁判員経験者 4：特にそのとき、刑を決める、これから決めていくんだっていう意識はもちろんありますけど、じゃあ具体的に何年ぐらいになるのかなとか、そういうことはこれから法廷の場でいろいろ出てくる話を聞きながら考えるんだろうなぐらいの、そんな意識だったと思います。

司会者：では、最後 5 番の方に聞きますけど、一番最初の段階で、双方の冒頭陳述と、一番最初の事件のあらましの紹介とか、そういうのをお聞きした段階で、この事件はこんな事件だなとか、刑を決めるんだなということが大体分かったかと思うんですけども、それ以上何か考えたことがありますか。先ほどのように何年ぐらいかなとか、どの辺りが刑のポイントになるのかなというような。そこはどんな感じでしたか。

裁判員経験者 5：刑に服するということが一体どういうことかっていうのは知識がないんですね。入ったこともないですし。テレビドラマとかですね。刑務所がどうなっているのかというのは全く分からないので、何年の刑にするというのがどれぐらい重いことなのか、きついことなのかという、その前提となる知識そのものがないわけですね。ですから本当に手続の段階では、これは何年ぐらいだろうなとかいうものは全く頭に浮かばず、ただ、検察側それから弁護側のほうが、事件が一体どういうことなのかという、その概要を説明されるのを

聞くのにな一生懸命だったという感じですね。

司会者：1番の方、同じような質問で、最初の段階ってどんな感じでしたか。この事件のイメージというのと、何か考えられたことがありますか。刑の重さを決めるってどういうことかなとか、これって重いのかな、軽いのかなとか、何かその辺りのことって考えられましたか。

裁判員経験者1：覚せい剤の事件だったのですが、覚せい剤がどれぐらいだったから何年になるのかなというのが全然分からないのと、あと、あらましはちょっと聞いてるんですけども、全体について初めて検察官側と弁護側から話を聞くので、もっとほかに知らないことがいっぱい出てきて、そっち側のほうに注意が行ってしまって、量刑を決めるんだなということは分かっているけども、知らない言葉の方に注意がいくのと、じゃあ量刑って何というのが何か頭の中がぼらぼらになったような気がします。

司会者：では、2番の方、繰り返しなんですけど、一番最初の段階ではどんな感じでお考えになりましたか。量刑を決めてくださいと、量刑が争点ですよというふうに聞いたときにどういうふうに受けとめられましたか。

裁判員経験者2：量そのもの、量刑の大小もなんですけども、評議の中での数字をそのまま被告人に当てはめるというか、決まってしまうのかなと、その人の人生を変えるといいんでしょうか、節目になってしまうんだなと、すごい重たいことなんだなというのは感じました。

司会者：それではその後の手続等についてもお聞きしたいと思います、あとは検察官、弁護士のほうから何か経験者の方にお聞きしたいというのがあればお聞きしたいと思います。

宇野弁護士：今のちょっと冒陳陳述に絡む話で、皆さんにお伺いしたいことがあります、端的に、検察側が先に起訴状を朗読し、冒頭陳述をし、その後に弁護側からの冒頭陳述があると思うんですけども、その検察側の冒頭陳述を聞かれて、ああ、こういう事件なんだなというふうに持った印象が、弁護側の冒頭陳述を聞いて、あれ、ちょっと事件の見方が違うんじゃないのかと、何か検

察側から見た側面みたいなものと弁護側が提示する側面みたいなものでちょっと事件の見え方が変わったぞっていう感想を持たれた方がいらっしゃれば、その点お伺いしたいなと思ったんですけど。

司会者：1番の方はいかがですかね。最初検察官の冒頭陳述を聞いて、ああ、こんな事件かと思ったけど、弁護人の冒頭陳述を聞くと、こんな面もあるのかと、その辺りの、どんな印象を受けましたか。

裁判員経験者1：検察官の方がおっしゃってるのは、全体的なことをざっくり教えてもらったというか、数字とか事実に基づいて教えてもらったなと思いました。弁護人の方のところは、被告人がどういうことを思ったからこういうふうにしましたよっていう、被告人の心情に沿った形の説明だったので、解釈の仕方によってどうともとれるようなことを、何か弁護人の方が、同情してもらおうみたいな感じで言ってたので、理解しにくかったです。

司会者：弁護人がいろいろ被告人の心情について、こんな事件ですよ、こんなことを考えたんですと言われてもそんなに響かなかったということですかね。

裁判員経験者1：それは違うやろみたいな。私たちは弁護人が何でそういうふうな言い方になるのかって質問できないですよ。だから、あそこはああ言っても普通はそうじゃないよねみたいなことを勝手にいろいろ思うぐらいで、何かすごく理解しにくかったです。

司会者：2番の方はいかがですかね。最初は検察官が、こんな事件ですよというふうな説明をされますよね。その後、弁護人の立場からも弁護人から見たらこんな事件ですよというふうなことを説明されるんですけども、それで事件の印象が変わったとか、ああ、なるほどなという感じだったのか、その辺りはどうでしたかね。

裁判員経験者2：いわゆる冒頭陳述、検察側の方の説明で全体の事件の概要というものは分かりまして、あと弁護人の方のお話で、持っていく方といいましょうか、いろいろあるんだなと。中ほどでなんですけども、その弁護の仕方ではよくないというか、もっと弁護人の方が適切な弁護をされたほうがいいんじゃない

ないのかなというふうな感じを受けました。

司会者：差し支えない範囲で具体的に何か、印象だけでも結構なんですけど、どういった点をどうすればよかったという点がありますかね。

裁判員経験者 2：過去、生い立ちの部分がそういうふうにとって要素があるんだというふうな感じとか、何かを出してきたり、また裁判そのものの中でペーパーを出して皆さんに説明を、被告人にこんな状況をもたらしたのには理由があるんだというふうな感じで、ちょっとジェスチャー的には大きくされてたんですけども、それがかえって本来の、本人の反省をしているというところにつながってなかったような感じを受けました。

司会者：2番の方は性犯罪の事件の御担当だったんですけども、冒頭陳述の主張からすると、学生時代にいじめにあっていたとか、それから仕事のストレスがあったとか、そういったことをいろいろ主張されていたんですけども、それはちょっと違うのではないかという感じだったんですかね。

では3番の方はいかがですかね。検察官が冒頭陳述を行って、その後弁護人が行って、何か事件の印象とか、変わった点があったかというところですが、いかがですか。

裁判員経験者 3：とにかく検察官の方はしっかりと淡々と述べてらして、個人的には結構厳しいなと思って聞いてたんですけど、弁護人の方は、これに対してどういうふうに言われるのかなって思ったら、たまたまだったんだと思うんですけど、思ったよりも割とドライっていうか、もうちょっと弁護してあげないのかなって。やる気っていうか、もうちょっと、何かほかの支えの仕方がないのかなって個人的には思いました。

司会者：職場に対する恨みから放火に及んだという事件で、検察官はそれぐらいのことを単に書いてるだけですけども、弁護人のほうはかなりそういった心情ですかね、本人の、これこれこういうことで怒りを抑えられなかったんだというような、そんなことをいろいろ書かれてますけども、それは余り響かなかった感じですか。それとも、ああ、弁護人が見るとこうなんだなというふうな

ことである程度納得がいったような感じなんですかね。

裁判員経験者 3 : これ, パフォーマンスがいいかどうか分からないんですけど, 話し方っていうのもすごく弱々しい感じだったので, これで大丈夫なのかなっていうのはありました。

司会者 : 弱々しいというのは, 声が小さいとかそういうことですか。

裁判員経験者 3 : はい。

司会者 : では4番の方, 同じところなんですけど, 冒頭陳述を検察官が行って, そのあと弁護人の冒頭陳述をお聞きになって, この辺りの事件の印象とか, こういう見方があるのかなとか, 変わった点とかはどうでしょうかね。

裁判員経験者 4 : そういう事実もあったんだなっていうことは思いましたが, ただ, だからといって人を殺していいはずないよねって思ったので, そういう側面もあるんだな, じゃあ聞いてみようかなとは思いましたが, それと事件のことは別だろなっていう印象でした。

司会者 : 検察官はおそらく淡々と, こんな事件ですよと言ったのに対して, 弁護人からこんな面もあると言われたら, それは殺す理由にはならないけど, やはりそこはきちんと聞いてみようというふうな, そんな感じだったんですかね。

裁判員経験者 4 : そうですね。きっとこの後, 話が出るんだろうから聞いてみようかなっていう意識にはなりましたが, その時点では, だからと言って, それがどうしたのという感じですかね。

司会者 : 実際聞いてみてどうでしたか。その後, 被告人からの話があったと思うんですけど。

裁判員経験者 4 : いや, 確かに大変だったんだなと思うところはありませんでしたが, けどそれって結局, 殺そうっていう意識が芽ばえ始める前のことなので, だからといってそういう方向に勝手に自分が勘違いして, そんな行動をとること自体おかしいよねっていうのはありました。僕の中では, ちょっと, 言葉は変ですけど, かわいそうだなとかそういう感情は自分自身には働かなかったですね。

司会者：ありがとうございます。では最後5番の方、同じ観点ですけども、検察官の冒頭陳述があった後、弁護人の冒頭陳述を聞いてどうでしたか。

裁判員経験者5：そうですね。やっぱり物事は多面体でできてますので、どっちから見るかによって一つの物事というのがいろいろ見えるというのは分かっただんですけども、検察官のほうの冒頭陳述のほうは非常によくまとめられてまして、箇条書きといいますか、パワーポイントでそのままできるような形で、素人にもそのまますっと理解ができるんですね。非常にうまくまとめていただいてました。どんなひどいことを行ったか、行われたかというのは、その検察官の冒頭陳述で分かりまして、次にこの弁護士側のほうに入りますと、確かに事実は争わないと、執行猶予をお願いしますという方向なんですけれども、とにかく加害者のほうはもうむちゃくちゃ反省していると。実際法廷に立っている姿というのが演技とかじゃなくて、むちゃくちゃ反省している。ただそれは被害者に対しての反省というよりも、迷惑をかけた家族とか会社とかそういったところに対して非常にプレッシャーといいますかね。陳述の内容で家族たちが出てくるとぐっと詰まるようなところもありまして、裁判員として見てても本当にこの人は反省してるんだなというのは伝わりました。弁護士さんのほうなんですけども、この事件のときの弁護士さんは非常に積極的というか、意欲的に、被告人を救ってあげようというところが非常に出てまして、冒頭陳述の後のほうなんですけれども、最終弁論ですかね。いかに後悔してるかという山場のところを読み上げるときには、うっと涙で詰まるようなものもあつたんですが、ただ、あれはちょっとやり過ぎかなと。あれは淡々と読み上げて、聞いてる人がぐっとくるようなのが正解であって、本人が感動してはいけないなというところがありました。

宇野弁護士：ありがとうございます。ちょっと弁護士に対する厳しい意見が多かったので、かなり反省する次第です。ちょっと個別の事件に立ち入る質問になるんですけども、冒頭陳述から弁護側の立証もいろいろして、最終的に、先ほど5番さんもお話に挙げられたように、最終弁論という形で、弁護側として

はこういう形で裁判員の人に判断してほしいというふうに述べる場面があると思うんですけども。これはちょっと1番さんに対する質問になるんですけども、この事件の中では覚せい剤の密輸で罰金についても量刑上の争いの一つとして、罰金を科すのか、科すとしていくら科すんだというのが争点になってたと思うんですね。弁護人の方に確認をしてみると、罰金についてはかなり具体的事例を参照しながら、低くなるように主張を展開したというふうに聞いてるんですけど、弁護側の立証あるいは主張が、どの点が満たなかったのかというのをとても反省しておられたので、その点を教えていただきたいなと思うんですけど。

司会者：弁護人の弁論で罰金について触れられているのをお聞きになってどのように受け止められたのかと。個人としての感想はどうですかね。

裁判員経験者1：弁護人が言われることはほとんど納得できなかったというか、冒頭陳述のやり方が何かすごく芝居がかっていて、あそこまで芝居がかかることはないよねって。言ってる内容も、あれを言われたから量を減らさないといけなかなというふうには思えなかったのと、本人は絶対お金がないけども、お金がないときにはどうしたらいいですかって裁判員が聞いたときに、1日1万円換算ですということになったので、じゃあ払えないから減らそうっていうんじゃないで、純粹に、ほかの裁判例と照らし合わせていくらになるべきかということを考えればいいなというふうに整理できました。

司会者：それでは、一旦ここで休憩いたします。

(休憩)

司会者：それでは引き続き、今は主に審理の関係なんですけども、審理それからその後の評議を問わずですけども、検察官のほうから何かありましたらお願いします。

平井検察官：これは、皆さんに対する質問なんですけども、今回いずれも量刑

が問題となった事件で、事実関係については基本的には争いのない事件ということですので、おそらく検察官の立証としては供述調書、目撃者や被害者の方の供述調書というもので立証したと思うんです。そうすると、この供述調書というのを検察官が法廷で読み上げて、皆さんに聞いていただくという手続になったと思うんですけれども、この供述調書を読み上げているときに、何かよく分かんないなというふうに感じられたとか、もしくは供述調書でも十分分かったよということであったのか、やっぱり本人の話を直接聞いてみたかったのかな、何か御感想をお持ちでしたらお聞かせいただけたらと思います。

司会者：1番の方、供述調書はありましたか。人の話したことを書いた調書、そういう証拠ってありましたか。

裁判員経験者1：記憶にないです。

司会者：記憶にないですかね。そういう証拠は1番の方にはないんですかね。2番の方は事件が3件ありまして、被害者が3人ということで、被害者の調書はいずれも供述調書という形で検察官が朗読されたと思うんですけれども、それについてはいかがですか。こういう被害に遭いましたっていう供述調書があったんですけれど、さらに直接本人に聞いたかったとか、あるいはもっと被害感情とかをお聞きしたいとか、そんなことは特にありませんでしたか。

裁判員経験者2：その内容といいましょうか、それ以上深く聞くのもどうかなという感じは受けました。

司会者：そうすると、こういう事件内容からすると、これは供述調書のほうがいい、直接話を聞くよりもいいだろうという、そういった印象なんですかね。

裁判員経験者2：そうですね。本人も、いわゆる加害者側も認めてるということですので、それでいいんじゃないかなということでも聞きました。

司会者：同じ性犯罪で5番の方、これも被害者の供述調書は読み上げられたと思うんですけれども、直接本人からお話を聞きたいとか、被害感情をお聞きしたいとか、その辺りはいかがでしょうか。

裁判員経験者5：2日目に被害者の意見陳述が書面であったんですが、その前日

にモニター等を使って、検察の側からは警察の被害調書に基づく写真ですね、現場の写真であるとか、こんな体勢だったとかがありました。それに対して弁護人のほうからは、当日の夜の町並みがどれぐらいの明るさ、どれぐらいの人のなさというのが分かるように、わざわざその犯行が行われた時間帯にビデオを回して、その駅のところから犯行現場のところまで動画で見せるというような形があって、非常に分かりやすかったですね。ただ、被害者の方が、裁判官、裁判員だけにしか分からないような形ででも録画がもし出てきていけばもっと判決は重くなったんじゃないかなという気持ちはありました。というのは、加害者のほうは法廷に立ってすごく反省しているというのもありまして、弁護人も一生懸命そういう説明をしていただいたので、弁護側の意見に傾くというところもあったんですが、ただここでやっぱり被害者の方が生の声で訴えれば、判決には確実に影響しただろうなという気がします。

司会者：3番の方は、関係者の証人尋問はありましたかね。ほかに供述調書みたいなものはありましたかね。何かそういう供述を読み上げるようなものは。

裁判員経験者3：余りなかったように記憶しています。

司会者：この人の話を聞きたいとか、そういうことはなかったですかね。

裁判員経験者3：全員出てきたわけじゃないので、できたらいろいろな方のお話は聞いたほうが、より分かったかなとは思いますが、皆さんの御都合があるのかなと思って。

司会者：4番の方は、特にこの人の話を聞きたいということは余りなかった感じですかね。

裁判員経験者4：そうですね。

司会者：ありがとうございます。

ほかに何か裁判所の方から質問はありますか。

中山裁判官：最初聞いていたところによると、量刑の考え方というところの説明というのが、早い段階ではなかったということになるんでしょうか。評議が始まってから量刑の考え方という説明を受けたと、皆様、そういう御印象でしょ

うか。

皆様頷いていますが、大体皆様、そんな印象なんでしょうかね。私がやっているときは、最初にまず冒頭陳述が行われて、その後の休みがあったかと思うんですけれども、その段階で、この事件は量刑が問題ですねと。じゃあ、量刑ってどういうふうを考えるんですかと、このような説明をするということもあるんですけれども、余り皆様が担当された事件は、そういう説明を受けたというような記憶はないということなんでしょう。それとやっぱり説明はあったけれども、記憶に残っていないのかという、その辺りについてはいかがでしょうか。

司会者：覚えておられますかね。最初の冒頭陳述が終わった後の休憩時間に裁判官のほうから、この事件って刑の重さが問題になりますね、刑の重さってこういうふうに決めるんですよとか、やった行為によって刑の重さって決まるんですよとか、そんな説明がかなり最初の段階でありましたか。1番の方、覚えておられますか。

裁判員経験者 1：こういうふうに決めていくんだとは言われたんですけれども、同じような裁判の結果はこうでしたよというのは、すぐには出さないというか、それは後のほうになりますと言われたかもしれないです。

司会者：説明自体、審理の最初のほうではなくて、かなり後のほうなんですかね。

裁判員経験者 1：ちょっと具体的には覚えていないですけれども、一つずつのことを説明して、もうここに関しては誰も疑問を持っていないですよと言って、すごく確実に進めていったと。

司会者：評議の中でということですね。

裁判員経験者 1：はい。

司会者：ほかの方もそうですか、大体最後、評議のときにそういう刑の重さってこうやって決めるんですよという説明があったと、そういう感じですかね。

中山裁判官：その後、その辺りについて、先に説明があったほうが審理を聞いて

いくに当たって、あれでよかったのかと、こんなふうな御感想をお持ちの方というのはいらっしゃいますでしょうか。

司会者：裁判官からの説明で、こういう説明ってもっと早くしてほしかったとか、何かそういったことはあったのか、なかったのか。あるいはそういうところがあった方というのはいらっしゃいますか。

裁判員経験者 5：裁判の流れというのが我々素人なので、法律書を読んだこともないですし、判例について何か知識があるというわけでもないの、いきなり量刑から入るといのは非常にハードルが高くなると思うんですね。それよりも検察官側、弁護士側の中でどういったことが行われて、その中で何を証拠としてどれぐらいひどいことであるとか、どれぐらい反省しているかとか、丁寧にそういった積み重ねをやっていって、最終日の前日の夕方ぐらいに検察官寄りの判例の一覧、弁護士側の条件によって検索した判例の一覧、こういう形で、この罪については、これぐらいの量刑というのが実際には適用されているんですよと。それと法の下での平等といいますか、それぐらいの犯罪については、これぐらいの例示があるということ、そういう意味合いで裁判官に説明していただきまして、そこからようやく何年ぐらいかなというのを考える形になりました。それでよかったと思います。

司会者：皆様同じようにそういった資料を御覧になりましたよね。資料を見たのは、一番最後のほうという印象ですか。皆様領いておられるので、そういうことですかね。過去の資料を見ることについては、どんな印象ですか。何で昔の資料を見なきゃいけないのかとか、それに沿った判決をしなきゃいけないのかとか、あるいは、当然それがないとなかなか難しいだろうとか、その辺りの印象はいかがですか。5番の方はやっぱりそういうのがあって非常に助かったという感じだったと思いますけれども、4番の方はいかがですか。

裁判員経験者 4：あったほうがよかったなと思っています。今5番の方もおっしゃいましたけれども、法の下での平等じゃないですけども、同じような罪に対して、余り量刑が重い、軽いつてばらつくのはよくないなと思って。そういう

過去の判例、事例を見ながら、それに適した量刑をベースにして考えていけたという意味ではよかったのかなと思います。

司会者：同じ質問ですけれども、3番の方はどんな感じですか。

裁判員経験者3：裁判官の方が余り早くから見たら左右されても困るでしょうというお話で、結局自分と事件で向き合うというか、それが多分基本なのかなと。参考にさせてもらったのはよかったかなと思います。

司会者：3番の方の事件だと、検察官が論告のときにグラフを示していましたかね。

裁判員経験者3：はい。

司会者：あれで検察官は懲役何年というのを求刑されているんですけども、それはああ、なるほどという感じでしたか。

裁判員経験者3：個人的には、初めの調子から割と検察官ってやっぱり怖いなというイメージが私にはあったんですけども、量刑に来たときに、グラフとかそういうのも見た後だったからなのかもしれないですけども、意外と親切なのかなと思ったり、怖そうに言っていたけれども、割と良心的というか、あれ、もっと重く来るのかなというイメージがあったんですけどもやっぱりそういうグラフとかは分かりやすかったです。

司会者：検察官は怖そうだったんですか。それは言葉遣いとかですか。

裁判員経験者3：いや、私も初めてだったので、申し訳ないんですけども、厳しく取り締まるというイメージがあったので、何か攻める、守るではないけれども、攻めるほうというイメージが元々あったので、初めのしゃべり方とかもかなり練習されているんだな、訓練されているんだなというイメージがすごく強くて、もう準備も万端にしているし、笑ったときにはちょっと皮肉に見えたりとか、そういうのもあって、個人的には、何か典型的なイメージ、ドラマに出てくるイメージだったんですね。でも求刑をされたときに、ああ、やっぱりこういうふうな評価のされ方をされるんだなと思いました。

司会者：量刑資料の関係ですけれども、2番の方は、グラフとか、あるいは具体

的な事例とかを見ることについては、何か抵抗があったとか、あるいは大変参考になったとか、その辺りはいかがですか。

裁判員経験者 2：過去の量刑をいろいろ引っ張っていただいて、提示していただいたんですけども、評議の日の中の後半のところ、たくさんの事例を引っ張り出していただいて、今回の案件をどういうふうに導いていくかということだったんです。最初の段階では、今回のことだけをお互いに評議を進めていきました。その進め方でよかったんじゃないかなと思います。

あと、弁護側のほうからは執行猶予をつけてほしいということだったんですけども、執行猶予をつけたほうがいいのかどうかも、その過去の例の中にあつて、その点、つけるつけない、また量刑がどの辺りが今回の事件で妥当なのかということがなかなか難しかったんですけども、それなりに話合いができたんじゃないかなと感じました。

司会者：1番の方は、グラフとか、事例を見られたと思いますけれども、いかがでしたか。

裁判員経験者 1：一つの法律違反に対しての量刑のグラフをその場で調べてもらつて、その検索結果を見たんですけども、全く同じ事例はなくて、例えばこの重いものは何ですかと聞いたら量が多いとか、何かそういう重さが何グラムだからこう決まっているわけじゃなくて、それ以外にもいろんなことがあつた結果こういうふうになっているんだなというのをそのときに理解することができて、単にグラフでここですよというわけじゃないところを説明してもらつたのがすごく納得しながら進めることができてよかったと思います。

司会者：ちょっと戻りますが、検察官の求刑ですね、1番の方ですと何でこの年数なのかというのはある程度納得いきましたかね。

裁判員経験者 1：最初に何年と言われたときには、全然理解できなくて、その過去の判例を見たときに何となく意味が分かつたという感じです。

司会者：過去のグラフとか、事例を見たら、ああ、なるほど検察官はこれでこの年数を求刑したんだなという、そういう感じだったんですか。

裁判員経験者 1：そうですね。それとあと、裁判官の方が法律の範囲ではここからここまでだけれども、事件によって大きなばらつきがないように、過去のものを参考にしますよと説明してくださったのは大きかったです。

司会者：検察の求刑の関係で、5番の方にお聞きしたいんですけども、これも検察官の求刑が何でこの年数になるんだというのはある程度説明があって、それで納得ができましたか。

裁判員経験者 5：説明は過去の判例ということで、あるいはどの法律にひっかかっていたのかというところから、その条文を示していただいて、その条文の中には、範囲がきっちり書いてあるんですけども、その中で、じゃあ、何年にするのかとか、じゃあ、弁護側が主張しているように執行猶予に相当するのかという形で議論が推移していくんです。その関係の中で、すごく疑問に思ったことが一つありまして、量刑というのは何年刑務所に入れるかということですよ。そうすると刑務所に入れるというのは、一体どういうことなのかというそういう疑問がありまして、ここに来る間、電車の中でウィキペディアでちょっと調べてみたんですけども、かえって分からなくなりまして、法律を犯した人を、加害者を被害者から守るためのものだと、そういうことも意味合いとして書いてあったんですね。素人考えですと、刑務所というのは、犯罪を犯した人がいっぱい集まっているところで、その中で人の交流等もありますので、それまで善良だった人がそういう犯罪者の中に入ることによって、本当に再犯を犯してしまうような悪い影響を受けるということもあるんじゃないかなというのも思いました。また、罪を償うというふうにあるんですが、じゃあ、どういふふうにして償っていくのか。ですから私は素人なので、懲役というのはどういうことなのかというのを何か簡単に分かるようなビデオなり資料で、あらかじめ見せていただければ、この公判の中で罪の重さを考えると同時に、それには何年ぐらいがふさわしいだろうなというふうな考え方も並行してできたと思います。

司会者：懲役とはどんなものかということは裁判官には質問はされたんですか。

裁判員経験者 5：いたしました，ここに本とかがあるのでちょっと休憩のときに見てくださいというような話がありました。けれども，やはり言葉でなかなかどんなものですよというのは，更生施設の面から捉えると刑務所というのはそういうふうに見えますし，そこで職業訓練の場所というふうには，そういう視点から見れば，そのようにも捉えるし。ただ，全体的にどんなことをしているのか，どのような形で償っていくのかというふうなことはなかなか分かりません。

司会者：その辺りはいろいろ刑を見る上で，悩まれたということですがけれども。最終的に刑の長さを決めるということになるんですけれども，その上で，こういった点は悩んだとか，この辺りがよく分からなかったとか，そういった点は，皆様ありますか。4番の方はいかがですか。

裁判員経験者 4：最初，個人的には，いろいろと内容を聞いて進んでいくにつれて，ひどい事件なので，無期懲役とかになっても全然おかしくないだろうなと思っていたんですけれども，その量刑の決め方などを聞いていくうちに，それは難しいというのは分かってきたんですね。そうなってくると，これだけの事件を起こした人が何年かすると出てこれるとというのが被害者側の立場に立ったら，本当にいいのかなという意味でちょっと悩んだというのがありました。

司会者：3番の方はいかがですか，刑を決める上で，こういったところが悩んだとか，あるいはこの辺りがまだよく分からなかったとか，説明が欲しかったとかありますか。

裁判員経験者 3：私も5番さんのお話を聞いて，とても納得したんですけれども，本当は人が人を裁くというのは，みんなどう思っているのかなというのと，裁判官の方も本当はみんなやりたくないという，やりたくないと言ったらおかしいんですけれども，あえてしなくちゃいけない仕事とおっしゃっていたので，その思いも分かるんですけれども，刑務所に入ったから更生するのか，その人にとって，社会にとっていい方向になるのかというのはすごく思いました。その年数がどうのというよりも，もっと見えていない大切なものが本当は

あるんじゃないかなというのは思いました。

司会者：2番の方はいかがですか、刑を決める上で、こういったところは非常に悩んだ、あるいは分からなかったという点は何かありますか。

裁判員経験者2：先ほどちょっとお話したところで、懲役が終わって出ればその間、被害者と加害者がまた接触ですとか、街中でも出会うことがない期間ということで、懲役が必要じゃないかという考えもあったんですけども、執行猶予ということになると、可能になってしまうと、街の中で会ってしまう可能性というか、会ってしまうかもしれないというふうなところですね。懲役なり、刑を決めるというのは、誰のためにといいましょうか、加害者の罰としての罪としての部分なのか、本人の更生というところなのか、また被害者の立場なのかというところをちょっとぐるぐると回ってしまったところがありました。

司会者：最後に1番の方、何か悩まれた点、あるいはよく分からなかった点とかありましたら、お願いします。

裁判員経験者1：量刑の長さが覚せい剤の量が多いほうが長いだろうなというところは納得できたんですけども、再犯防止効果についてはどうなのかなというのは分からなかったです。そこは難しかったです。

司会者：その辺りは再犯防止というのが刑にどういうふうに影響するかという点について、何か裁判官から説明はありましたか。

裁判員経験者1：弁護士から本人は反省しているとか、刑務所から出てきたら家族が支えると言っていますとかいう話はあったんですけども、それは将来の話であって、本当にそれが実現するかどうか分からないし、被告人が刑務所から出てきたときに、まだ家族が自分を待っていてくれたら組から抜けますと言っていて、それが本当かどうか分からないので、それを信じて量刑を減らすかどうかというのをすごく悩みました。

司会者：これまで、量刑についていろいろと御意見をお聞きしていったわけですが、何かほかにお聞きしておきたいことがありましたらどうぞ。

宇野弁護士：極めてこれまでの流れとはずれる話なんですけれども、特に2番さ

んにお聞きして、かつ全体にもお聞きしたいと思っているのが、服装の話なんですね。2番さんの事件の中で、弁護人の方から聞いたんですけれども、実はその審理の途中で、こういうスーツスタイルではなくて、ジャケットにパンツみたいな、ちょっとラフなスタイルで審理に臨まれていたときがあったそうで、そのことについて、後に各事件で個別の意見交換会というものがあるんですけれども、そのときに裁判官のほうから裁判員の方のどなたかが弁護人のジャケットとパンツというスタイルについてちょっと疑問にされていたという話を聞いて、余りそこについて意を払っていなかったんですけど、もし弁護人の服装とかで何らかの影響が及ぶのであれば、僕も今日ひげを生やしていますけれども、例えば弁護人がひげを生やしているとちょっと信用できんなどということになるんだったら、剃らなきゃいけないということになるでしょうし、そういうところについて、まず2番さんの事件で具体的にそういう話が出ているのでお伺いできたらなと思っているのと、できたら全体にも服装とか、普段被告人本人がどういう服装をするのかというところについては、これまで弁護士会でもいろいろ話が出て、今ではある程度ネクタイが借りられたりだとか、そういう形で工夫をしているところではあるんですけれども、他方で弁護人というのは本人じゃないので、ちょっとその辺りについて認識が甘かった部分があって、どういうふうに見られているのかなというのが気になったので、教えていただければありがたいです。

司会者：2番の方、その辺りは覚えておられますか。

裁判員経験者2：弁護人の服装という点では、ちょっと記憶が定かではないところがあるんですけれども。

宇野弁護士：弁護人の服装はほとんど気にならなかったという感じですかね。変だったら何か記憶に残ったりしそうなんですけれども、余りそういうことはなかったということですか。

裁判員経験者2：第一印象があった記憶はあるんですけれども。ちょっと、今の服装の話とは違うんですけれども、弁護人がしゃべっていることがいわゆる被

告人とどの程度の打合せをされていたのかなということ、弁護人と被告人が打合せをできる場があったのかなというような印象を持った記憶はあります。確かに第一印象的には若干あったかもしれませんが、服装どうこうはそんなに重要ではなかったかと思います。

司会者：その辺りは気になるものですかね。検察官はおそらくスーツを着られることが多いと思いますけれども。1番の方はどうですか。

裁判員経験者1：私のときは弁護人お二人が女性の方で、検察官の方と裁判員の方は全部たまたま男性だったんですね。その男性の方はみんな濃い紺とか黒系のお洋服で、女性の方がジャケットとパンツだったと思うんですけれども、カジュアルといえればちょっとカジュアルなんですけれども、だからと言って特に影響というのはなかったと思います。

宇野弁護士：特に影響があったものや、記憶に残っているものがあれば、それだけ聞けたら十分です。特になければ結構です。

司会者：皆様、そういうのは特に気にならなかったということですかね。

宇野弁護士：ありがとうございます。

司会者：ほかに何かありますか。よろしいですか。

じゃあ、最後に若干守秘義務について聞きたいと思います。皆様、守秘義務の説明は裁判所から受けたと思いますけれども、守秘義務があることについて何か負担に感じたとか、あるいは他人から聞かれてもしゃべれなかったとか、何かそういうことってありましたかね。1番の方いかがですか、何か精神的に負担になったとか、あるいは聞かれてもしゃべれなかったとか、何かそんなことはありましたか。

裁判員経験者1：それはなかったんですけれども、守秘義務は言っちゃいけないということを主に書いていたので、ここは言ってもいいよというのを最初から言ってほしかったなと思いました。

司会者：どこが守秘義務なのかというのがはっきりよく分からなかったというのがあるということですかね。

裁判員経験者 1：その境目がよく分からなかった。

司会者：2番の方、いかがですか、守秘義務について負担に思われていたことはありますか。

裁判員経験者 2：特別そのことが私にとってのプレッシャーとかになったりしたことはなかったです。裁判員として出たということは私から積極的には周りには言っておりませんが、何かのときにしゃべることがあっても、相手のほうから逆にしゃべってはいけないんですねということで、私のほうから逆にここでの場面、裁判そのものの場面などは全く問題なくしゃべれるんだよということで、評議の中で評議に持っていったところはだめなんですけれども、ここはまさしく守秘義務なんですよと。ただし、こういう流れになっていくんですよというようなことをしゃべれたのは非常によかった。私の案件がこうだったということは当然言えないんですけれども、そういう流れは知人に教えることができよかったですなと思っております。

司会者：1番の方はお知り合いの方に何か話すということはありませんでしたか。

裁判員経験者 1：職場に帰って数十人に言いました。

司会者：じゃあ、この辺りは大丈夫だというのは大体分かっていたと。

裁判員経験者 1：分かっていました。ただ、聞いていた人から、それは言ってもいいのかどうかと聞かれたので、ここまではよくて、ここまではよくないという説明をしました。

司会者：3番の方はいかがですか。

裁判員経験者 3：当たったときに家族から、周りに当たった人って聞いたことないと言われて、聞いたことがないということは皆さん言われていないんだなと私がもう勝手に思ったので、もう余り言わないでおこうという感じでした。

司会者：守秘義務が負担になるということは特にはないですか。

裁判員経験者 3：別になかったです。

司会者：御家族の方や、御友人の方からは余り聞かれたりもしなかったんですか。

裁判員経験者 3：どの事件というのは聞かれたんですけれども、評議の内容は言えないからねと。私の感想は言ったんですけれども。

司会者：4番の方はいかがですか、守秘義務が負担になったとか、そんな点はなかったですか。

裁判員経験者 4：負担という負担はなかったです。というのは、判決でマスコミに出ている内容とかについては、全然言ってもらっても構わないということだったので、その辺りは聞かれたら答えるという感じでした。ただ、実際そのやり取りというんですか、例えば被告人がこう言っていましたとか、そういう内容まで言っているのかというのが分からないところが実際あって、今日この場で話をするのもどこまでそういうのを話しているのかというのが自分の中で分からないので、何をどう話しているのかなというのが正直個人的には難しいなというのが今の気持ちです。

司会者：裁判官が説明しているんですが、なかなかどこまでがよくて悪いのかというのはちょっと理解しにくいという感じなんですか。

裁判員経験者 4：そうですね、余り調子に乗ってしゃべり過ぎてもよくないでしょうし。であれば、しゃべらないことに越したことはないのかなと思うので。

司会者：5番の方はいかがですか。

裁判員経験者 5：裁判員に選任されてすぐのときは、うわっ、守秘義務がある、しゃべらずにられるかなというのがあったんですけれども、裁判官の方から教えていただいたのが傍聴席で見聞きできることはしゃべってもいいと。それから被害者の個人情報につながることで、評議の席で誰がどのような発言をしたか、この二つは守秘義務ですよという説明をいただいたので、これでしたら守るのに何の問題もないと思いました。ですから負担もなかったです。

司会者：いろいろ周りの方に何か聞かれて説明されたことはありますか。

裁判員経験者 5：特にございません。やっぱり休みを取って行っていますので、どんな内容だったというのは聞かれますので、これも傍聴席で見聞きできる範囲内でかいつまんで説明はいたしました。

司会者：今のお話だと守秘義務はそんな負担にはならないけれども、やっぱり境界がはっきりしないという点があるんですかね。そこら辺りがはっきりしないとちょっとしゃべりにくかったというのがあるという感じですかね。ありがとうございました。

それでは、皆さんのほうで何か言い残したこととか、ちょっとこういうのを確認しておきたいとかそんなことはございますか。

裁判員経験者 3：素朴な疑問なんですけれども、量刑とかを皆さんで話し合っ決めて、その裁判の内容とかで、今後被告人の方がいいような方向になっていけるように具体的に策を練るとか、被告人からの証言で、私がすごく心に残っているのは、被告人の方に私が相談できる方はいなかったんですかと、ハローワークの方とか、時々行かれたんでしようと言ったら、ただ一言、そういうところじゃないんですよと、ぽつんと言われたんですね。そのときの言葉がすごく心に残っていて、ハローワークの方も忙しいし、立場もあったと思うし、タイミングだったと思うんですけれども、裁判でそういう資料ができ上がってきますよね。その結果であの後、ハローワークだとか、公の機関でもうちょっとここを考慮しましょうとか、具体的に裁判があった後、対策がなされているのかなという思いはちょっとあります。

司会者：なかなかその1件の裁判でというのは難しいかもしれませんが、そういう報道だとか、そういうものを通してだんだんとよくなっていくということはあるかもしれません。なかなかすぐにはというのはありますけれども、ただ、そういういろんなことを通して、あるいは皆様のように、こういう経験をされたということで、こういう面もあるのかなということを理解していただければ少しずつ何か変わっていくかもという感じですかね。私のほうもこの仕事をやっていく中で、確かに今指摘されるとおり、もうちょっとここでちゃんとやっていれば、こんなことにならなかったのかなと思うことも本当に多いかと思えますけれども、今後少しずつでもよくなればと思っております。

では、1番の方どうぞ。

裁判員経験者 1：裁判が終わった後、控訴があったかどうかというのを裁判所に聞かないと分からない。聞いたら教えていただけるということで、できれば裁判が終わった後にあらかじめ知りたい人にはこういうふうにしたら分かりますよとか、何かそういうふうにしてもらえるといいなと思いました。

司会者：逆に言うと、ここにこういうふうに問い合わせくださいとか、そういうことを情報提供しておけば、控訴したかどうかを確認できるという感じですかね。

ほかに何か。5番の方、どうぞ。

裁判員経験者 5：やはりその後、控訴をされたということで、どうなったかというのは気になっていまして、電話すると教えてくれますよという案内はあったので、電話で問い合わせたことはあったんですが、個人情報にかかわることなのでということで、どういう事件で何月何日に裁判をやって、そのときの裁判員番号が何番でというような形で、結構電話での手続が面倒くさいなとは感じました。もうちょっと親切に教えてくれたらいいのかなと感じました。

それと直接関係ないんですけども、裁判官の方にお伺いしたいんですけども、全く法律の素人が評議のときにプロの方と同じ1票というのは、これは非常に驚きまして、法律を全く勉強をしたことのない素人を全く同じ1票としてカウントしていいのかなという疑問がその当時はありました。アメリカみたいに有罪か無罪だけを決めるというんじゃなくて、量刑までも決めるプロセスに素人も混ぜていいのかなという疑問は私の中でもありました。その辺りは裁判官はどのように考えていらっしゃいますか。

中山裁判官：そうですね、国民の方々の量刑に関する感覚とかを裁判に反映させていく。こういうのが今求められてこういう制度ができたということですので、その量刑について皆様がどう思われていてということ、我々も裁判官として今までチームワークでやってきたわけですけども、国民の皆様はこういうふう考えるんだとか、そういうことではとしたということもあるわけですから、そういう意味で、そういう制度になったというふうに思っております。

す。

司会者：この制度は、最初に言いましたが7年ぐらい続いているんですけども、かなり変わってきていますから。それは皆様が参加していただいたおかげでだんだんよくなっていると。まだ途上ですからどんどんこれからも改善する必要があるんですけども、この制度ができて刑事裁判が大きく変わって大変よくなったというのは、裁判官の印象ではないかとは思いますが。

それでは、時間もそろそろ来ておりますので、最後に今日来ていただきました法律専門家の方、何か感想等あれば、一言お願いします。

中山裁判官：裁判官の中山です。本日は貴重な時間をお割きいただきましてありがとうございました。皆様からのいろんな御意見を参考にさせていただきながら、また今後、裁判員裁判の運営に役立てていきたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。

平井検察官：本日はどうもありがとうございました。量刑において過去の資料をどのように受け取られているのかですとか、刑務所に入れる意味って何だろうと考えておられることですとか、大変貴重な御意見をいただきましたと思います。今日いただいた御意見を今後の裁判活動に生かしていけたらと考えております。今日は本当にありがとうございました。

宇野弁護士：耳が痛いというか、逆に言うとそれだけ改善の余地があって、そこが変わればもっと僕らも刑事裁判をよくするというプロセスにかかわっていけるのかなと思いましたが、貴重な御意見をいただきまして本当にありがとうございました。

司会者：では、本当に今日はありがとうございました。貴重な御意見をお聞かせいただきまして、私もこれからも裁判員裁判を担当することになると思いますので、今日の御意見なども参考にした上で、よりよい制度にしていきたいと思っております。本当に今日はありがとうございました。

では、これで意見交換会を終わらせていただきます。

以 上